子どもにやさしいまちづくりの推進

20151214 子どもにやさしいまちづくり部会

1

基本的な考え方

- 国連やユニセフで取り組んでいる「子どもにやさ しいまち(Child Friendly Cities)」を推進し、すべて の人にやさしいまちづくりを目指す。(国際基準)
- これまでの福祉(児童・障害者)・教育・青少年対策などの諸分野に分かれている子ども施策を、まちづくりという視点でとらえ直し、包括的に推進していく。(社会的包摂)
- 子どもの参加を全ての取り組みの基礎とする。

~すくすくwはちおうじ 基本理念

みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ

すべての子どもたちが笑顔で成長し 夢に向かってはばたくことができるように 地域で子どもを育む <u>子どもにやさしいまち</u>

すべての家庭が安心して子育てができ 育てる喜びを感じられるように社会全体で子育てを支える 子育てしやすいまち

未来を託す子どもたちをみんなで育て 家庭も地域も一緒に育つことで 郷土への愛着を深め 八王子の<u>持続可能な発展と すべての市民の幸福感</u>を高めていくことをめざしま す

計画における概念

前計画

子育てしやすいまち

フーシャル・インクルージョン

ア期計画

子どもにやさしいまち

子育てしやすいまち

子育てしやすいまち

子育てしやすいまち

3

計画の実現に向けた3つの視点

1.未来をひらく

本市の自然や歴史・文化を次代に継承しながら、未来の担い手である子どもたちが、「住み続けたいまち」として、このまちに誇りと愛着を持つことができる、未来に続くまちづくり

2.夢と権利をまもる

子ども市民の一人としてまちづくりに参加し、子どもたちの安心・安全が守られ、夢や権利を大切にする「子どもにやさしい」まちづくり

3.育てる・育つが楽しい

社会全体で子どもと子育てを応援し、子育てに喜びや楽しみが 感じられる「子育てしやすい」まちづくり

基本方針1 次代を担う子どもの育成

- すべての子どもたちが自分らしくしあわせに 生きる権利や子どもの意見をあらゆる場面で 尊重します。
- 本市の特色を活かした豊かな遊びや体験、 あたたかなふれあいを通じて、子どもがいき いきと成長しながら生きる力を育む環境を整 え、次代を担う子どもを育みます。

6

子どもにやさしいまちづくりの基本施策

基本施策1

子どもの権利を大切にするまちづくりの推進

施策1 子ども参画のしくみづくり

施策2 子どもからの相談体制の充実

施策3 子どもの権利を大切にする取り組み

基本施策2

子どもの生きる力を育む環境の充実

基本施策4

子どもの健やかな育ちを支える環境の充実

施策の展開

・施策3 子どもの権利を大切にする取り組み (主な取り組み)

「子どもにやさしいまちづくり条例(仮)」制定 の検討 _____

平成27年10月 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会に 「子どもにやさしいまちづくり部会」を設置

• 子どもの参画や相談・救済についてのしくみづくりや本市に ふさわしい条例の制定を検討

8

子どもにやさししいまちづくり条例の検討 基本的な考え方

9

子どもにやさしいまち (Child Friendly Cities)

子どもの最善の利益や子ども意見の尊重、子どもの参画など「子どもの権利条約」の理念に基づき、ユニセフが定義する「子どもにやさしいまち」の実現をめざす。

子どもがいきいきと暮らすことができるよう、まちづくりに子どもの視点や子どもの意見を取り入れ、子どもにとってのユニバーサル・デザイン (ハード・ソフト)によるまちづくりを進めていくことにより、すべての人にやさしいまちづくりの実現をめざす。



ハ王子らしい「子どもにやさしいまちづくり条例」の策定 (権利保障条例を趣旨とするのではなく、まちづくり条例を趣旨 として策定)

子どもにやさしいまちづくり条例の目的

ハ王子市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念や具体化の方向を定めることにより、八王子市のすべての子どもたちが今をしあわせに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるよう、子どもの参加により大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

1

子どもにやさしいまちづくり条例 の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、 子どもが社会の一員として、また、権利の主体として尊重されることを全ての取り組みの基礎とする。
- 市、保護者、地域住民、子どもの育ちや学びに関する施設の関係者及び事業者は、子どもの成長や発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮する。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どものみならず、八王子市に住み、または訪れる全ての人々にとってやさ しいまちとなることを取り組みの基礎とする。

主な規定内容(枠組み①)【例】

- ・子どもの参加・・・
 - 子どもの意見を聞き、まちづくりのプロセスに 参加するしくみ(子ども委員会等)
- ・子どもにやさしい法的枠組み・・・ 子どもが利用可能な施策等についての制度 的な枠組みや手続き
- ・ まち全体の子どもの権利を保障する施策・・・ 子ども育成計画等における規定整備の保障

13

主な規定内容(枠組み②)【例】

- ・子どもの権利部局または調整の仕組み・・・ 施策等の調整を図るための機関設置
- ・子どもへの影響評価・・・評価の枠組み
- 子どもに関する予算・・・子どもにわかりやすい説明責任・公表
- ・子ども報告書の刊行・・・必要な調査の実施
- ・子どもの権利の広報・・・

子どもの権利に関する広報の実施







